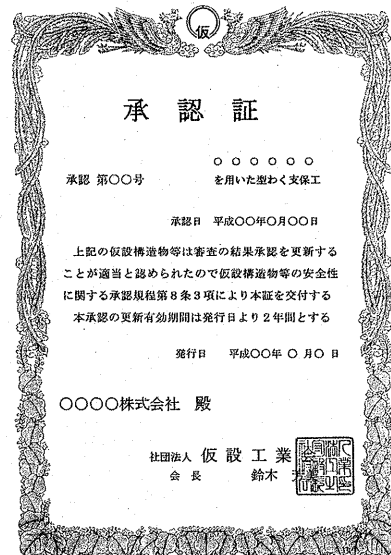


承認制度による承認仮設構造物について

本会では事業の一環として、仮設機材の認定制度を実施することにより仮設構造物の安全性の確保に努めております。しかしながら、仮設工法の多様化等により、数々のシステム的な仮設構造物が現れ、これらは個々の部材を対象とした従来の認定制度では対応が困難になってきました。そこで、これらの仮設構造物について、組立及び使用時の安全性を確保するため仮設構造物等の安全性に関する承認規程を定め、昭和62年より承認制度を実施しております。

仮設構造物等の安全性に関して承認を受けようとする者は、その構成部材の品質、性能、組立方法及び使用方法等を含めた安全性について、関係書類を作成して本会に申請することが必要です。本会では、承認の適否を、学識経験者等により構成された承認審査委員会に諮り、その審査結果に基づき会長が承認を行うものです。承認の有効期間は2年間で、2年後は更新申請に基づき、新たに審査し問題がなければ更新します。

仮設構造物の強度は、組立方法により大きく異なります。そこで、承認制度では申請に基づく組立方法により試験を行ない、強度等の安全性を検討します。このため、承認された仮設構造物は、組立方法が明確に定められており、これに基づいて組み立てることにより、施工現場での安全性が確保されます。



(承認証の例)